

国内旅行傷害保険

- 国内旅行中の事故によるケガ、賠償責任や手荷物の盗難・破損等
様々な危険を補償します。

旅行

国内旅行中の万が一にも
お役に立てるジョー！

東京海上日動の国内旅行傷害保険について(保険の概要)

国内旅行中の事故によるケガや手荷物の盗難・破損等、様々な危険を補償します。

国内旅行傷害保険*とは、傷害保険普通保険約款に国内旅行傷害保険特約をセットしたものをいいます。国内旅行傷害保険には、賠償責任危険担保特約、携行品損害担保特約、救援者費用等担保特約、航空機欠航・着陸地変更費用保険金支払特約等をセットすることができます。

*保険証券等には国内旅行総合保険と表示される場合があります。

ポイント I

旅行中の事故によるケガを補償します。

例えば

観光中にケガ



①

死亡
保険金

②

後遺障害
保険金

③

入院
保険金

④

手術
保険金

⑤

通院
保険金

スキーで骨折



旅館で転倒



ポイント II

旅行中に他人にケガをさせたり、他人のものを壊してしまった場合の損害賠償金を補償します。

⑥

賠償責任
保険金
(オプション)

例えば

他人にケガをさせた



展示品を壊した



国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

示談交渉
できない場合

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合 等

ポイント III

旅行中の携行品の盗難や、破損により生じた損害を補償します。

⑦

携行品損害
保険金
(オプション)

例えば

カバンを盗まれた



カメラを落として破損



ご注意 携行品の紛失、置き忘れによる損害（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）については保険金をお支払いできません。

※損害額は時価額または修繕費のいずれか低い方をいい、携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等または通貨等は合計で5万円)が損害額の限度となります。
※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をお客様にご負担いただきます。

ポイント IV

旅行中のケガにより継続して14日以上入院した場合等に、看護のために現地に向かった親族*1が負担した交通費・宿泊料等を補償します。

⑧

救援者費用等
保険金
(オプション)

例えば

ケガがもとで継続して14日以上入院



その他の補償

- 捜索救助費用
- 現地からの移送費用
- 現地での諸雑費(3万円まで)

ポイント V

旅行中に搭乗する予定であった航空機の欠航、着陸地変更により、ホテル・旅館等に宿泊した場合の宿泊費用(1万円)を補償します。

⑨

航空機欠航・
着陸地変更費用
保険金
(オプション)

例えば

台風等で、航空機が欠航し
ホテル・旅館等に宿泊



※旅行出発日10日前までお申し込みいただけます。
※航空機を利用する国内旅行の場合のみセットいただけます。
※宿泊施設に宿泊した場合のみ保険金のお支払い対象となります。

ポイント VI

旅行の目的をもってご自宅を出発されてから、ご自宅にお戻りになるまでしっかり補償します。(空港でお申込み手続きを行われる場合は、空港でのお申込み手続き終了時からご自宅にお戻りになるまでの補償となります。)

※保険の責任期間(補償期間)は保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時から末日の午後12時(24時)までとなりますが、保険期間内であっても、住居(ご自宅)に帰着した時点で、保険の責任期間は終了します。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

*1 6親等内の血族、配偶者 *2 または3親等内の姻族をいいます。

*2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます (以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)

①婚姻意思 *3 を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます (婚約とは異なります。)

ご契約金額と保険料

ご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「10月1日より10月7日まで」の旅行の保険期間は、「7日まで」となります。
- 次の場合には、「他の保険契約等」*1と合算して死亡・後遺障害保険金額が1,000万円を超える契約はできません。
 - ・保険の対象となる方の年齢が保険始期日時時点で満15歳未満の場合
 - ・保険の対象となる方の同意がない場合(ご契約者＝保険の対象となる方の場合を除きます。)
- *1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

保険の対象となる方の数が20名以上で、同一の保険期間、かつ、1つの保険証券等でのご契約のとき、保険料の割引が適用できる場合があります。詳しくは代理店または弊社までお問い合わせください。



契約タイプ一覧表

保険期間(ご旅行期間)		2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで			7日(6泊7日)まで			14日(13泊14日)まで		1か月まで	
契約タイプ		W	X	P	A	B	Q	E	F	R	I	S	L	T
傷害	① 死亡・後遺障害 保険金額	3,127万円	1,807万円	839万円	3,414万円	2,606万円	826万円	3,513万円	2,216万円	565万円	3,144万円	342万円	2,985万円	408万円
	③ 入院保険金日額	12,000円	8,000円	9,000円	12,000円	8,000円	8,000円	10,000円	8,000円	7,000円	10,000円	5,000円	10,000円	6,000円
	④ 手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。												
	⑤ 通院保険金日額	7,000円	5,000円	5,000円	7,000円	5,000円	4,000円	6,000円	5,000円	4,000円	6,000円	3,000円	6,000円	4,000円
	⑥ 賠償責任保険金額 免責金額(自己負担額):0円	3,000万円												
	⑦ 携行品損害保険金額 免責金額(自己負担額):3,000円	30万円	20万円	30万円	40万円	30万円	25万円	25万円	20万円	20万円	20万円	10万円	20万円	15万円
	⑧ 救援者費用等 保険金額	150万円	150万円	150万円	150万円	150万円	100万円	150万円	150万円	100万円	150万円	100万円	150万円	100万円
	払い込みいただく保険料	1,500円	1,000円	1,000円	2,000円	1,500円	1,000円	2,000円	1,500円	1,000円	2,500円	1,000円	4,000円	2,000円

航空機欠航・着陸地変更費用特約をセットした場合

ご注意 ⑨航空機欠航・着陸地変更費用保険金額がセットされた契約タイプは、旅行出発日10日前までお申し込みいただけます(例:出発日が4月11日の場合、4月1日までのご契約が必要です。)

保険期間(ご旅行期間)		2日(1泊2日)まで			4日(3泊4日)まで			7日(6泊7日)まで			14日(13泊14日)まで		1か月まで	
契約タイプ		Y	V	Z	C	D	O	G	H	U	J	K	M	N
保険金額	補償項目①～⑧	Wと同額	Xと同額	Pと同額	Aと同額	Bと同額	Qと同額	Eと同額	Fと同額	Rと同額	Iと同額	Sと同額	Lと同額	Tと同額
	⑨ 航空機欠航・着陸地 変更費用保険金額	1万円(特約部分の保険料:250円)												
払い込みいただく保険料		1,750円	1,250円	1,250円	2,250円	1,750円	1,250円	2,250円	1,750円	1,250円	2,750円	1,250円	4,250円	2,250円

*2 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

上記 契約タイプ一覧表 に記載のタイプ以外の補償項目の組み合わせや保険金額をご希望の場合は下記 契約タイプ以外一覧表 をご参照ください。

契約タイプ以外一覧表

ご注意 最低保険料は、1保険契約につき500円となります。

保険期間(ご旅行期間)		2日(1泊2日)まで	4日(3泊4日)まで	7日(6泊7日)まで	14日(13泊14日)まで	1か月まで
補償項目		払い込みいただく保険料				
傷害	① 死亡・後遺障害 保険金額*4	500万円 1,000万円 3,000万円 5,000万円	77円 153円 459円 765円	94円 187円 561円 935円	115円 229円 687円 1,145円	157円 314円 942円 1,570円
	③ 入院保険金日額 *5	3,000円 4,500円 6,000円 9,000円	34円 51円 68円 102円	41円 61円 82円 122円	47円 70円 94円 140円	71円 106円 141円 212円
	④ 手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。				
	⑤ 通院保険金日額 *6	2,000円 3,000円 4,000円 6,000円	116円 173円 231円 347円	139円 208円 278円 416円	161円 241円 322円 482円	224円 335円 447円 671円
	⑥ 賠償責任保険金額 免責金額(自己負担額):0円	1,000万円 2,000万円 3,000万円	35円 38円 40円	41円 44円 47円	45円 49円 52円	60円 66円 70円
	⑦ 携行品損害保険金額 免責金額(自己負担額):3,000円	10万円 20万円 30万円 40万円 50万円	172円 248円 384円 516円 650円	200円 288円 444円 600円 755円	234円 336円 519円 700円 880円	303円 436円 675円 908円 1,145円
	⑧ 救援者費用等 保険金額	100万円 200万円 300万円	38円 76円 114円	44円 88円 132円	52円 104円 156円	67円 134円 201円
	⑨ 航空機欠航・着陸地 変更費用保険金額	1万円	250円(保険期間共通)			

上記に記載のない保険金額(ご契約金額)でのご契約をご希望の場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

*3 各保険金額・日額には引受けの限度額がございます。死亡・後遺障害保険金額については、保険の対象となる方の年齢・年収等に応じた引受けの限度額があります。

*4 死亡・後遺障害保険金は必ずセットしてください。

*5 入院保険金日額は、死亡・後遺障害保険金額の1000分の1.5以内でご契約ください。

*6 通院保険金日額は、入院保険金日額の3分の2以内でご契約ください。

3 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、当社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

①死亡保険金

②後遺障害保険金

③入院保険金

④手術保険金

⑤通院保険金

⑥賠償責任保険金
(オプション)

⑦携行品損害保険金
(オプション)

⑧救援者費用等保険金
(オプション)

⑨航空機欠航・着陸地
変更費用保険金
(オプション)

傷

害

①日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

②日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、事故の発生日からその日を含めて**180日以内**に後遺障害*1が生じた場合
*1 治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

③日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、入院*3された場合

④日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて**180日以内**に病院または診療所において、その治療*2を直接の目的として手術*4を受けられた場合
*4 次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術
※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
②先進医療*5に該当する所定の手術
*5 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)

⑤日本国内旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、その直接の結果として、通院*6された場合
*6 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
*7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するものをいい、頸椎固定用シーネ、頸椎カラー、頸部のコルセット、鎖骨固定帯、胸部固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター、テーピングその他着脱が容易なものは除きます。

⑥日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合

⑦日本国内旅行中の偶然な事故により、携行品*12に盗難・破損等の損害が生じた場合
*12 携行品とは、現金・乗車船券・宿泊券、衣類、カメラ一式等、保険の対象となる方が所有かつ携帯する身の回り品をいいます。
※有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、稿本、設計書、船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車(バイクを含みます。)、ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん中の登山用具、コンタクトレンズ、義歯、動植物、別送品等は含まれません。

⑧日本国内旅行中に搭乗している航空機や船舶が行方不明または遭難した場合
⑨搭乗の対象となる方がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん中に遭難した場合*16
⑩日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって保険の対象となる方の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要ことが警察等の公的機関により確認された場合
⑪日本国内旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて**180日以内**に死亡(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

⑫日本国内旅行中に、保険の対象となる方が搭乗する予定であった航空機の欠航または搭乗した航空機の着陸地変更により、その航空機の出発予定日に代替となる他の航空機を利用できず、その日に予定していた航空機の見最終到着地以外の地において宿泊施設に宿泊し、宿泊費用を負担した場合

お支払いする保険金

死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
※既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した残額となります。

後遺障害*1の程度に応じ、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。
※保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。
※事故の発生日からその日を含めて**180日(支払対象日数)**を経過した後の入院*3に対しては、入院保険金はお支払いできません。
※支払対象となる「入院日数」は、**180日(支払限度日数)**を限度とします。
※入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。

入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。

① 入院中に受けた手術*4	10倍
② 上記以外の手術*4	5倍

※1事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術を受けた場合には、10倍となります。
※1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りします。

通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。
※事故の発生日からその日を含めて**180日(支払対象日数)**を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。
※支払対象となる「通院日数」は、**90日(支払限度日数)**を限度とします。
※通院しない場合においても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガを被った約款所定の部位を固定するために保険の対象となる方以外の医師の指示によりギプス等*7を常時装着したときは、その日数について、通院をしたものとみなします。
※入院保険金が発払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
※通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガを被った場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。

損害賠償金の額をお支払いします。
※1回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。
※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
※東京海上日動の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
※損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が発払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

(携行品1個、1組または1対について10万円を限度とした)損害額*13をお支払いします。
※乗車券等または通賃等については合計5万円を限度とします。
*13 損害額は、時価額または修繕費のいずれか低い方とします。
※損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、損害賠償請求権の保全手続費用についても、お支払いできることがあります。ただし、携行品損害保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。
※1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。
お支払いする保険金＝損害額－免責金額(自己負担額)3,000円
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が発払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

ご契約者、保険の対象となる方または保険の対象となる方の親族*9が負担した下記の費用をお支払いします。
※ただし、救援者費用等保険金額が保険期間中のお支払いの限度となります。
①捜索救助費用
②現地への1往復分の交通費(救援者2名分まで)
③宿泊料(1名につき**14日分**を限度とし、救援者2名分まで)
④現地からの移送費用*17
⑤現地での諸雑費(3万円まで)
*17 帰宅運賃のうち払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額はこの費用の額から差し引きます。
※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が発払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。

1回の欠航・着陸地変更につき、1万円をお支払いします。
※航空会社等により既に補償されている等、保険の対象となる方の費用負担による損害が生じなかった場合は、お支払いの対象外となります。

保険金をお支払いしない主な場合

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
●けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ
●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
●妊娠、出産、早産、流産によるケガ
●外科的手術その他の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)

●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ*8
●核燃料物質の有害な特性等によるケガ
●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)

●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
●むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの

等

*8 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象となります。

●ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任
●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
●受託品に対する損害賠償責任(宿泊施設の客室に与えた損害を除きます。)

●車両(ゴルフカート、レンタカーを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任
●同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任
●保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任

等

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による損害
●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害
●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如、自然の消耗、性質による変質・変色
●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
●戦争・外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害*14
●核燃料物質の有害な特性等による損害
●携行品の置き忘れ、紛失*15
●差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置を除きます。)

●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害

等

*14 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害はお支払いの対象となります。
*15 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意または重大な過失による事故
●けんかや自殺行為・犯罪行為による事故
●無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故
●ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中の事故(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金お支払いの対象となります。)*18
●自動車等の乗用具による競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間の事故

等

*18 特別危険担保特約をセットし、割増保険料をいただいた場合も捜索救助費用については、ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山はんの行程中に遭難したことによって支払った費用はお支払いの対象となりません。

●ご契約者、保険の対象となる方または保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故
●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による事故*19
●核燃料物質の有害な特性等による事故

等

*19 「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による損害はお支払いの対象となります。

- *2 保険の対象となる方以外の医師が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師が行う治療をいいます。
*3 自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
*9 6親等内の血族、配偶者*10または3親等内の姻族をいいます。
*10 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)。
①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
*11 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます(婚約とは異なります。)

●上記「傷害」におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性いずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください(たとえば職業病、テニス肩等)。
●「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

ご契約の際のご注意

①**保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行しますので、お確かめください。

②**保険証券、保険契約証または被保険者証について**：代理店または弊社にてご契約のお手続きをされたにもかかわらず、保険証券、保険契約証または被保険者証が、旅行出発前に届かないときは、お手数ながらご契約の代理店または弊社へお問い合わせください。お問い合わせに際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券、保険契約証または被保険者証をお渡すまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申し込みいただきますようお願いいたします。



③**補償の重複について**：

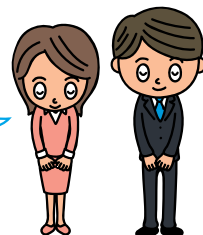
- ・賠償責任危険担保特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他ににご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*2

*1 国内旅行傷害保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

この保険のご契約者の皆様にご利用いただけるデ일리サポートサービスの詳細については専用チラシをご確認ください。

素敵なご旅行になりますように、
お気をつけてお出かけください。



このパンフレットは国内旅行傷害保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳細は『国内旅行傷害保険ご契約のしおり』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と保険の対象となる方が異なる場合は、このパンフレットの内容を保険の対象となる方全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。

事故のご連絡・ご相談は

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-119-110

事故は119番・110番

受付時間：24時間365日

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時(平日、土日祝とも)

※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前9時～午後6時に変更となります。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。